

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第6号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]				[略]			
中部教育事務所	[略]			中部教育事務所	[略]		
	笹間第二小学校	[略]	[略]		笹間第二小学校	[略]	[略]
	内川目小学校	花巻市大迫町内川目			小友小学校	[略]	[略]
	小友小学校	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
[略]				[略]			
宮古教育事務所	[略]			宮古教育事務所	[略]		
	亀岳小学校	宮古市田代	[略]		重茂小学校	[略]	[略]
	重茂小学校	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]		
県北教育事務所	霜畑小学校	久慈市山形町霜畑	[略]	県北教育事務所	来内小学校	[略]	[略]
	来内小学校	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
共同調理場				共同調理場			
所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分	所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分
[略]				[略]			
宮古教育事務所	[略]			宮古教育事務所	[略]		
	宮古市立学校川井給食センター	宮古市川井	[略]		田野畑村立学校給食センター	[略]	[略]
	田野畑村立学校給食センター	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]		
[略]				[略]			

備考 改正部分は、 <u>下線</u> の部分である。
-----------------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。